第三の五の1の表研究実績の項中「一以上」を削り、「十五」を「二十（二以上に該当する場合は、二十五）」に改め、同表特別加算の項を次のように改める。

特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして別表第二に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第三に掲げるものを受けていること。	十（所属機関が中小企業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）である場合は、二十）
	ロ　申請日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）における試験研究費等比率（一事業年度において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。	五
	ハ　従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	五
	ニ　申請人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
	ホ　申請人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十五

第三の五の2の表学歴の項中「二十」の下に「（経営管理に関する専門職学位を有している場合は、二十五）」を加え、同表資格の項中「（平成十三年法務省告示第五百七十九号）」を「（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）」に改め、同表特別加算の項を次のように改める。

特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第二に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第三に掲げるものを受けていること。	十（所属機関が中小企業である場合は、二十）
	ロ　申請日の属する事業年度の前事業年度において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	五
	ハ　従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	五
	ニ　申請人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
	ホ　申請人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十五

第三の五の3の表学歴の項中「二十」の下に「（経営管理に関する専門職学位を有している場合は、二十五）」を加え、同表特別加算の項を次のように改める。

特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第二に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第三に掲げるものを受けていること。	十（所属機関が中小企業である場合は、二十）
	ロ　申請日の属する事業年度の前事業年度において所属機関（中小企業に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	五
	ハ　従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	五
	ニ　申請人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
	ホ　申請人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十五

第六の二の1のロ中「所属機関から」を「当該在留高度人材外国人が」に改め、「年額」の下に「と、当該在留高度人材外国人の配偶者が受ける報酬の年額とを合算した額（以下「世帯年収」という。）」を加え、「千五百万円」を「千万円」に改める。

第六の四の1のロ及び同六の1のロ中「所属機関から受ける報酬の年額」を「世帯年収」に、「千五百万円」を「千万円」に改める。

第七の二の1中「実子」を「子」に改め、同二の2中「所属機関から受ける報酬の年額」を「世帯年収」に、「千万円」を「八百万円」に改め、同二の3及び4中「実父」を「父」に、「実母」を「母」に、「外国人又は」を「外国人若しくは」に、「三歳」を「七歳」に、「実子」を「子」に改め、「養育」の下に「し、又は当該在留高度人材外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該在留高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を」を加え、同二の5中「又は」を「若しくは」に、「三歳」を「七歳」に、「実子」を「子」に改め、「養育」の下に「し、又は当該在留高度人材外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該在留高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を三か月以上継続して」を加える。

第七の三中「実父」を「父」に、「実母」を「母」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、別表第四の2第六十一号を次のように改める。

六十一　マッチング促進

別表第四を別表第三とする。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月二十四日から施行する。